

様式第三 (第四条関係)

交流援助申請書

《注意事項》

- 記載前に「交流援助申請の手引き」をお読みの上、その指示に従って記載してください。
- 可能な限り詳細に記載してください。
- 様式内の該当する□には、☒を記載してください。

1 申請者					
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名	
	英語	姓		ミドルネーム（あれば）	名
	その他言語 （あれば）	言語	姓	ミドルネーム（あれば）	名
生年月日		年		月	日
国籍				職業	
子との関係		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）			
住所又は居所		国名 フリガナ 住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。）			
電話番号		国番号 +（ ）－（0）－			
携帯電話番号		国番号 +（ ）－（0）－			
ファックス番号		国番号 +（ ）－（0）－			
電子メールアドレス		@			
身分証明書情報		身分証明書の種類	発行国及び発行機関名	番号	有効期限 年 月 日
弁護士等の情報（本申請に関し弁護士等に依頼している場合のみ）					
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名	
	英語	姓		ミドルネーム（あれば）	名
事務所の所在地		国名 フリガナ 住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。）			
電話番号		国番号 +（ ）－（0）－			
ファックス番号		国番号 +（ ）－（0）－			
電子メールアドレス		@			
資格		国名	資格名		
中央当局からの連絡先		☐ 本欄の弁護士等 ☐ 申請者 ☐ どちらでも良い			

2 申請に係る子						
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名		
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)		名	
	その他言語 (あれば)	言語	姓	ミドルネーム (あれば)		名
別名 (あれば)		フリガナ 姓		名		
生年月日		年		月	日	
国籍				性別	☐ 男 ☐ 女	
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)		国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)			
交流をすることができなくなる 直前の常居所		国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)			
		子が常居所に居住していた期間、その他特記事項があれば記載してください。				
現在の 住所又は居所 (判明していれば)		国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)			
電話番号		国番号 + () - (0) - -				
携帯電話番号		国番号 + () - (0) - -				
ファックス番号		国番号 + () - (0) - -				
電子メールアドレス		@				
旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。)		発行国	番号		有効期限 年 月 日	
身分証明書情報 (旅券情報を記載できない場合のみ)		身分証明書の種類	発行国及び発行機関	番号	有効期限 年 月 日	
身体的特徴		身長	体重	髪の色	目の色	
		その他				
その他、所在を 特定するために 有用な情報		例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との関係）、 通っている可能性のある保育所、幼稚園、学校、病院等				

3 子との交流を妨げていると思料される者						
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名		
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)		名	
	その他言語 (あれば)	言語	姓	ミドルネーム (あれば)		名
別名 (あれば)		フリガナ 姓		名		
生年月日		年		月	日	
国籍				職業		
子との関係		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()				
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)		国名		住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
住所又は居所 (判明していれば)		国名		住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号		国番号 + () - (0) - -				
携帯電話番号		国番号 + () - (0) - -				
ファックス番号		国番号 + () - (0) - -				
電子メールアドレス		@				
旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。)		発行国		番号	有効期限 年 月 日	
身体的特徴		身長	体重	髪の色	目の色	
		その他				
ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害の主張		☐ 子との交流を妨げていると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 ☐ DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。				
子との同居		☐ 子との交流を妨げていると思料される者は現在も子と同居している、又は同居している可能性がある。 ☐ 現在は子と同居していない。				
その他、所在を特定するために有用な情報		例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物 (氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との交流を妨げていると思料される者との関係)、勤務先等				

4 申請者が子と交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が子と交流をすることができ、かつ、申請者の子との交流が妨げられていることを明らかにするために必要な事項			
申請者が子と交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき、申請者が子と交流をすることができることに関する説明	根拠法令 法律名		条文番号
	説明		
子との交流をすることができなくなった年月日、場所及び状況	年月日	年	月 日
	場所：国名	具体的な場所	
	状況		
子との交流が妨げられている状況	例：子との交流を妨げていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、子との交流を認めないという意思表示があったかどうか等		

5 子と同居していると思料される者 ※ 子との交流を妨げていると思料される者（上記3に記載した者）以外に子と同居している可能性がある者の情報を記載してください。						
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓			名	
	英語	姓	ミドルネーム（あれば）		名	
	その他言語 （あれば）	言語	姓	ミドルネーム（あれば）		名
別名 （あれば）		フリガナ 姓			名	
生年月日		年		月	日	
国籍				職業		
子との関係		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）				
出生地 （日本国籍の場合、本籍地）		国名		住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。）		
住所又は居所		国名		住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。）		
電話番号		国番号 +（ ）－（0） － －				
携帯電話番号		国番号 +（ ）－（0） － －				
ファックス番号		国番号 +（ ）－（0） － －				
電子メールアドレス		@				
旅券情報 （保有する全ての旅券の情報を記載してください。）		発行国		番号	有効期限 年 月 日	
身体的特徴		身長	体重	髪の色	目の色	
		その他				
ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の主張		☐ 子と同居していると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 ☐ DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。				
その他、所在を特定するために有用な情報		例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子と同居していると料される者との関係）、勤務先等				

6 その他				
係争中の 民事手続	日本 国内	裁判所名		事件番号等
		詳細		
	日本 国外	国名	裁判所名	事件番号等
		詳細		
刑事訴追の有無		☐ 子との交流を妨げていると思料される者、又は子と同居していると思料される者は刑事訴追されている。(該当する場合、詳細を記載) 国名 詳細 ☐ 刑事訴追されていない。 ☐ その他 ()		
所在の特定		☐ 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 ☐ 中央当局による所在の特定を必要としていない。		
中央当局が 講ずべき措置 (日本国に所在する 子との交流援助 申請の場合のみ)		<複数選択可> ☐ ① 合意による子との交流の実現を目指すため、中央当局から、子と同居している者に連絡を取り、協議のあつせんその他の必要な措置を講ずることを希望する。 ☐ ② 裁判所への申立てによる子との交流の実現を目指すため、子及び子と同居している者の所在が特定された際には、子と同居している者の氏名の開示を求める。 (②のみを選択した場合、どちらか一方を選択してください。) { ☐ 所在の特定等に必要範囲で、中央当局が、子と同居している者と連絡を取っても差し支えない。 ☐ 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。		
その他、中央当局への要望等				

外 務 大 臣 殿

年 月 日

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

- ☐ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第 2 1 条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 1 6 条第 1 項に基づき、日本国に所在している子との交流を実現するための援助（日本国交流援助）を申請します。
- ☐ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第 2 1 条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 2 1 条第 1 項に基づき、日本国以外の条約締約国に所在している子との交流を実現するための援助（外国交流援助）を申請します。